



2024年 2月 6日  
第114号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



## 過半数代表者選出が公平・公正に行われるか みんなでチェックしよう！



### 過半数代表者選出チェックリスト

- 休職者を含め、十分な周知期間が設けられ選出手続きが行われましたか？
- 投票用紙にナンバリングや印付けなどはされていませんか？
- 投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけはありませんか？
- 特定の候補に投票するよう声掛けをしていた人が  
選出手続きにかかわっていませんか？
- 投票所につい立など秘匿性を保つ工夫はありましたか？
- 開票前に投票内容を確認されていませんか？
- 事前に周知された投票期間を変更し、前倒しで開票が行われていませんか？
- 社友会の代表者が、選出手続きを経ずに過半数代表者になっていませんか？
- 選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名されていませんか？
- 投票後、管理者に誰に投票したか聞かれていませんか？

過半数代表者は、民主的な手続きによって労働者間で選出しなければなりません。労働基準法施行規則の第六条の二には、過半数代表者が“**使用者の意向に基づき選出されたものでないこと**”と明記されています。**使用者の関与を許すものではありません**。会社が過半数代表者選出について掲示を出したり、投票所の準備をしたりするのは便宜上、あくまでも事務手続きを司るにすぎません。“**労働者の代表の選出である**”ということをきちんと理解し、私たち働く者が公平・公正に行われるかチェックしていきましょう。1つでもチェックリストに当てはまれば分会・支部・地本に報告してください！



## 過半数代表者選出への会社の介入・あらゆる不正は絶対に許しません！